

学校のきまり

=服装=

- ・学習の場であることを意識し、学習の専念にふさわしい服装でのぞむこと
 - ・端正清潔を旨として、本校生徒として自覚ある着こなしを心がける
 - ・標準服で登校すること（時期、体調に合わせて以下の組み合わせから選ぶこと）
 - 上は ①ブレザー、セーター、カッターシャツ
 - ②ブレザー、カッターシャツ
 - ③カッターシャツ
 - ④ポロシャツ
 - 下は ①スラックス
 - ②スカート
- ・カッターシャツ、ポロシャツ（白・黒・紺の無地）、セーター（白、黒、紺、茶、灰の無地）は指定のもの、またはそれに準ずるものとする
 - ・カッターシャツ、ポロシャツは常に第二ボタンまでとめ、式等では第一ボタンまでとめる
 - ・カッターシャツはスラックス、スカートの中に入れる（ポロシャツは出しても可）
 - ・スカートの長さは、ひざ頭程度とする
 - ・防寒具類は、室外において必要に応じて使用を認める
 - ・靴は、運動靴をはく（体育の授業に支障のないもの）
 - ・靴下は、無地またはワンポイントのもの（タイツも可）
 - ・熱中症対策や紫外線対策としての衣類（帽子、アームカバーなど）は、必要に応じて使用を認める
 - ・スラックスを着用する場合はベルトをつけること。
 - ・ブレザーのそでを捲らない。
 - ・ブレザーのボタンは閉める。

=禁止しているもの=

- ・脱色、染色、パーマ（髪的加工）
- ・装飾品（ピアス、ネックレス、指輪、シュシュなど）
- ・化粧（色付リップクリームなどを含む）、マニキュアなど

=登校・下校=

- ・8：30には着席する
- ・放課後、用事のない生徒は、すみやかに下校する
- ・放課後に部活動、学級活動で残る場合は、先生の指導がある時のみとする
- ・下校途中、買い食いや寄り道をしない
- ・登下校時は、交通法規を守る

=校内生活=

- ・他教室に出入りをしない
- ・学校へは、学習に関係のないものを持ってこない
- ・必要以外の金銭を持ってこない。必要な金銭を持ってきたときは、担任に保管してもらう
- ・金銭の貸借、物品の売買を禁止する
- ・教室がからになるときは、盗難防止のために前後の入口の戸や窓を施錠する。
- ・持ち物には必ず名前を書く。
- ・登校したら下校するまで校外に出てはいけない
- ・昼食には弁当を持参するか、給食を申し込む。おにぎり、パン、飲み物（紙パックのもの）を買う場合は、登校前に済ませておくこと。校外に買いに出ることはしない。
- ・ペットボトル飲料は、水、お茶、スポーツドリンクに限り認める
- ・休業中または一旦帰宅して再び登校する場合も、学校での服装（標準服、体操服など）で登校する